

住宅耐震等補助事業

昭和56年5月以前着工の住宅にお住まいの方へ

この制度は、住宅の部分的な耐震改修工事等に対しても補助を行うことで、地震発生時の倒壊やそれに伴う被害を減少させようというものです。

1. 対象となる住宅

昭和56年5月以前着工で耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅

戸建の専用住宅及び戸建の併用住宅が対象です。

2. 対象者

対象となる住宅の所有者

1年以上当該住宅に居住していること

3. 対象となる工事

町内業者による耐震改修工事等で、工事費が20万円以上（消費税抜き）

- ①寝室等への補強工事、耐震シェルター設置工事、防災ベッド設置費
- ②屋根の葺き替えによる軽量化工事
- ③基礎の補強工事

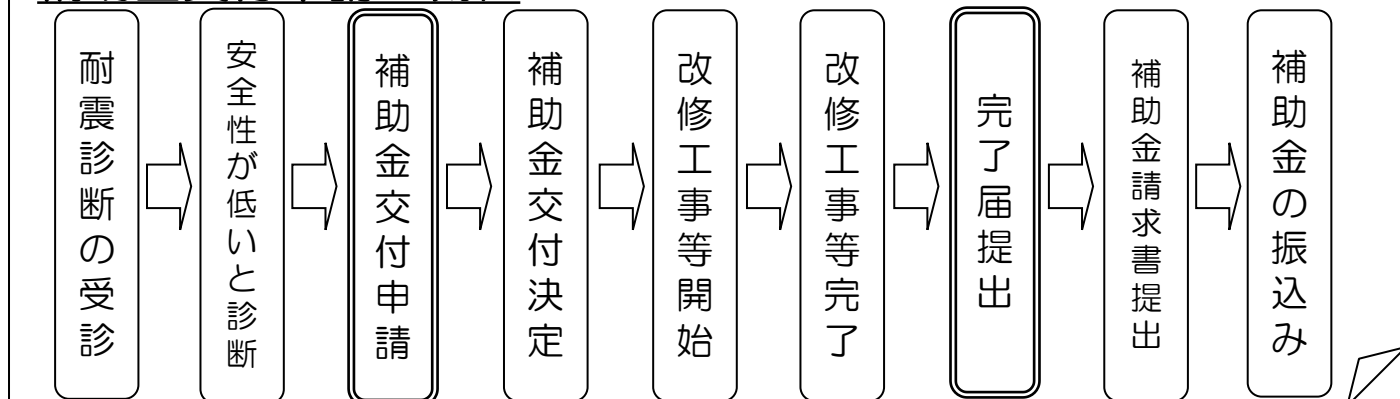
4. 補助金額

対象となる工事費等（消費税抜き）の10%（限度額10万円）

住宅リフォーム補助と併用できる場合があります。

※町税等に滞納がある場合は、補助の対象となりません。

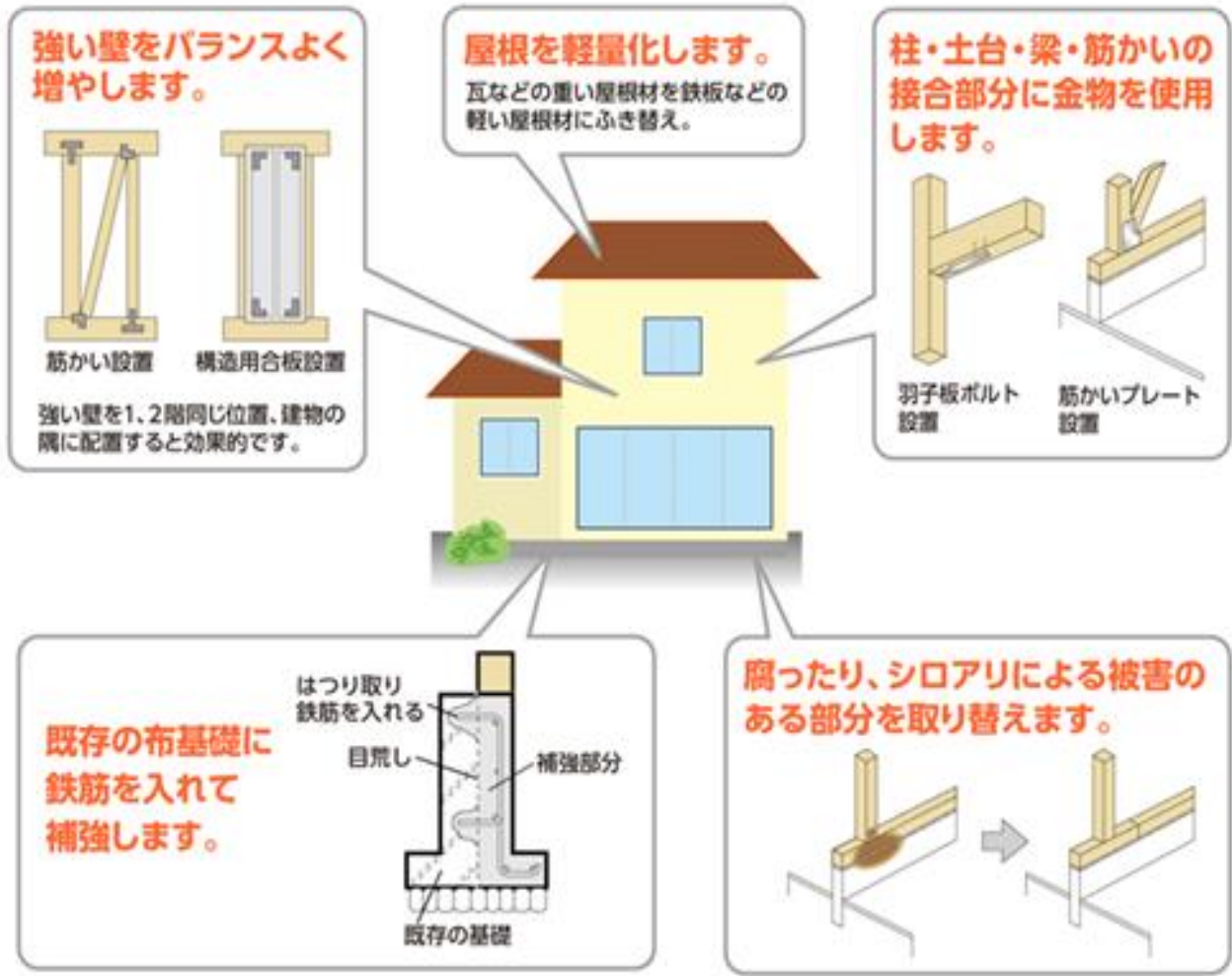
補助金交付申請の流れ



◆お問い合わせ◆

稲美町役場 都市計画課 都市計画係 〒675-1115 稲美町国岡1丁目1番地
電話 079-492-9143(都市計画係直通)
FAX 079-492-2345

1. 耐震補強工事例



2. 耐震シェルターの例



3. 防災ベッドの例

